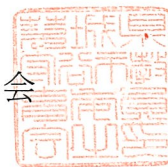




守教委発第157号
令和5年5月29日

守谷市通学区域審議会会長 様

守谷市教育委員会



守谷市立小学校及び中学校の通学区域について(諮問)

守谷市通学区域審議会条例(平成3年守谷市条例第20号)第1条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 過大規模校となっている黒内小学校の対応について
- (2) 守谷市立小学校及び中学校の適正配置について

2 諮問理由

守谷駅周辺の宅地開発に伴い、当該地区への人口集中が続いた結果、駅近辺にある黒内小学校が過大規模化する一方で、市内他地区において小規模校が並立する状況となっています。

この現状を踏まえ、黒内小学校を適正規模とするための対応とともに、中長期的に市内小中学校を適正規模で推移させるための適正配置方針について、審議をお願いするものです。

3 答申期限

- (1) 令和6年度に実施可能な対応 令和5年10月31日まで
- (1) 令和7年度以降実施可能な対応 令和7年3月31日まで
- (2) 令和7年3月31日まで